

意見書

平成 24 年 1 月 19 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部電気通信技術システム課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「IP ネットワーク設備委員会報告（案）に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

このたびは、「IP ネットワーク設備委員会報告（案）に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

総論

東日本大震災の発生により、通信インフラにおいて広範囲にわたり輻輳や途絶等の問題が生じたことを踏まえ、電気通信設備の技術基準を含めたネットワークの一層の安全・信頼性の確保を図るという観点に関しては、総論として賛同いたします。引き続きご検討いただきたい事項、ご配慮いただきたい事項等については「各論」の通り意見いたします。

各論

各論	項目	具体的内容
3. 2. 4 停電対策	(1) 自家用発電機及び蓄電池の接続時間の長時間化	・ 「中核的な役割を果たす拠点」の定義および対策を講じなければならない場所や持続時間等については、別途調整させて頂きたいと考えます。

各論	項目	具体的内容
の在り方	(2) 停電対策に関する情報の報告、公表	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省への報告については、迅速かつ簡素に報告が可能となるよう、予め報告内容・方法等を策定する事が望ましいと考えます。 ・利用者への公表については、以下の点に配慮のうえ、適当な内容を公表することが望ましいと考えます。 <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者毎に、各設備に見合った様々な対策をしており、個別の内容を公表することは必ずしも利用者への理解に繋がらないこと 2 事業者のネットワーク構成などの秘密情報の開示に繋がらないようにする必要があること 3 セキュリティ面から基地局等の電気通信設備の位置は公表できないこと 4 停電対策が強化された携帯電話基地局のエリア外の利用者からの、個別の停電対策強化の要望には応えられないこと 5 有事の際に、避難場所では無く停電対策が強化された携帯電話基地局へ人が殺到するなどの混乱が懸念されること
3.3.4 中継言伝送路切断等対策の在り	(2) ループ構造による2ルート化したネットワークにおける対策	<ul style="list-style-type: none"> ・津波が想定される地域等、複数個所の損壊の可能性が高い場所においては、予備経路の設置、臨時の電気通信回線の設置に必要な機材の配備等に努めて参りますが、全てに対応することは困難な場合がございます。当該場所においては、適用除外等の考慮を頂けますようお願いいたします。 ・中核的な役割を果たす拠点に係る携帯電話基地局のエントランス回線について、予備電気通信回線及び複数経路の設置に努めて参りますが、基地局の設置場所などにより、当該措置が困難な場合がございます。当該基地局においては、適用除外等の考慮を頂けますようお願いいたします。

各論	項目	具体的内容
方	(4) 中継伝送路の切断等への対策に関する情報の報告、公表	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省への報告については、迅速かつ簡素に報告が可能となるよう、予め報告内容・方法等を策定する事が望ましいと考えます。 ・利用者への公表については、以下の点に配慮のうえ、適当な内容を公表することが望ましいと考えます。 <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者毎に、各設備に見合った様々な対策をしており、個別の内容を公表することは必ずしも利用者への理解に繋がらないこと 2 事業者のネットワーク構成などの秘密情報の開示に繋がらないようにする必要があること 3 セキュリティ面から基地局等の電気通信設備の位置は公表できないこと 4 停電対策が強化された携帯電話基地局のエリア外の利用者からの、個別の停電対策強化の要望には応えられないこと 5 有事の際に、避難場所では無く停電対策が強化された携帯電話基地局へ人が殺到するなどの混乱が懸念されること
	(5) 基幹的な電気通信設備の地理的分散	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹的な電気通信設備の地理的分散に努めて参りますが、全ての電気通信設備の地理的分散に対応することは困難な場合がございます。適用除外や、適用条件の明確化等の考慮をお願いいたします。
3. 4. 4 津波・冠水対策及び設備故障・破壊対策	(1) ハザードマップの考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社としても可能な限り対応したいと考えております。

各論	項目	具体的内容
の在り方		
3. 5. 4 通信輻輳対策及び重要通信確保の在り方	(1) 設計容量及び通信品質の報告等	<ul style="list-style-type: none"> 管理規程等へ記載し、総務省殿へ報告することについて賛同致します。 また、情報の公開については、国民の適切な理解が得られれば有意義なものと考えてるので、総務省殿と引き続き検討をさせて頂きたいと考えます。
	(2) 通信規制実施時の疎通状況の分析等	<ul style="list-style-type: none"> 定期的の実測し、総務省に報告することに賛同致します。総務省と引き続き、測定対象、測定方法及び報告頻度等について、検討させて頂きたいと考えます。
	(3) 輻輳状況等の公表等	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の輻輳状況等については、利用者に関わりやすいように公表したいと考えております。 また、不要不急の電話を控えるよう利用者へ周知する際は、事業者のみでなく国やメディア等のご協力をお願いできればと考えております。

以上